

地域公共交通等運行継続緊急支援事業実施要領

(目的)

第1条 福島県が行う地域公共交通等運行継続緊急支援事業補助金の交付については、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及び地域公共交通等運行継続緊急支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)のほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地域公共交通等事業者

路線バス(乗合バス)・高速バス・貸切バス・タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者

(2) 補助事業者

地域公共交通等事業者の車両維持に要する経費の一部を助成する地域公共交通等運行継続緊急支援事業を行う事業者

(3) 緊急支援金

地域公共交通等事業者の車両維持に要する経費の一部を助成するため、補助事業者が地域公共交通等事業に対して支給する支援金

(補助事業者)

第3条 地域公共交通等運行継続緊急支援事業を行う補助事業者は、次の(1)から(11)まで全ての要件を満たす団体であり、公募により原則1者を選定するものとする。

(1) 福島県内に拠点を有していること。

(2) 本事業を的確に遂行する組織及び人員等を有する、又は確保することが可能であること。

(3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(4) 本事業を推進する上で、福島県が求める措置を迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。

(5) 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。

(6) 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(8) 福島県から補助金交付等の停止措置又は競争入札の指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(9) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。

(10) 応募期限の前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行

当座取引を停止されていないこと。

- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団又は暴力団員の統制下にある者ではないこと。

(補助対象事業の実施期間)

第4条 補助対象事業の実施期間は、補助事業の交付決定日から事業実施年度の3月15日までとする。

(補助事業者の業務内容)

第5条 補助事業者の業務内容は、別紙1のとおりとする。

(支給手続等の規程の作成等)

第6条 補助事業者は、地域公共交通等事業者に対する緊急支援金の支給手続等に関する規程（以下「支給規程」という。）を作成し、知事の承認を得ることとする。また、支給規程を変更しようとするときも同様とする。

2 支給規程には、以下の事項を記載するものとする。

- (1) 緊急支援金の交付対象要件及び交付額
- (2) 緊急支援金の交付申請
- (3) 緊急支援金の交付決定及び額の確定
- (4) 申請の取り下げ
- (5) 緊急支援金の支払
- (6) 交付決定の取消し
- (7) 緊急支援金の返還
- (8) 関係書類の保管
- (9) その他必要な事項

(業務執行スケジュール)

第7条 補助事業者は、業務執行に係るスケジュールについて、福島県との協議により定めるものとする。

(立入検査等)

第8条 補助事業者は、緊急支援金の交付業務の適正を期するため、必要があるときは、緊急支援金の交付を受けた者に対して報告させ、又は補助事業者にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(是正のための措置)

第9条 福島県は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、補助事業者には是正のための措置を執るべきことを命ずることができる。

(情報管理及び機密保持)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは、情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の機密情報(事業関係者の個人情報等を含む。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなすものとする。

3 本条の規定は、補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合も含む。)も有効とする。

(個人情報の保護)

第11条 補助事業者は、緊急支援金の交付申請等を行った者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他福島県における個人情報の取扱いに関する規定等に従って取り扱うものとする。

(監査)

第12条 福島県は、補助事業者及び緊急支援金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、監査を実施することができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月18日から施行する。